

「不動産相続 の相談会」

令和6年4月1日から相続登記の義務化が始まりました。家や土地の相続による名義変更、遺言作成、相続土地国庫帰属制度、土地の境界問題や空き家対策等のご相談に、司法書士、土地家屋調査士、市職員、法務局職員がお応えする相談会を開催します。

相談は**事前予約**が必要となりますので、お早めのご予約をお願いします。

開催日時 令和8年2月28日(土)10:00～17:00
会 場 長崎地方法務局5階会議室
(長崎市万才町8-16)

予約制

【ご予約・お問合せ】長崎県司法書士会
☎095-823-4777

(受付時間 平日9:00～17:00)

【予約受付期間(先着順)】
2月2日から2月13日まで
(定員になり次第終了)



主催 長崎県司法書士会

共催 長崎地方法務局・長崎市・長崎県土地家屋調査士会